

(証券コード 2613)  
平成20年6月11日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号  
株式会社 J-オイルミルズ  
取締役社長 佐々木 晨 二

## 第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権が行使できませんので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成20年6月26日（木）午後5時35分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日(金) 午前10時
  2. 場 所 東京都千代田区富士見一丁目10番12号  
日本私立学校振興・共済事業団 5階講堂
  3. 株主総会の目的である事項  
報 告 事 項
    1. 第6期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
    2. 第6期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役7名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件
  - 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
  - 第6号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

以 上

（お 願 い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お 知 ら せ） 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.j-oil.com>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の場合

剰余金の処分につきましては、以下のとおり期末配当を実施いたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

株主の皆様への安定した利益還元維持と、企業体質の強化や今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の確保等を勘案し、次のとおりとさせていただきますと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円

配当総額 501,388,608円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日（月）

### 第2号議案 定款一部変更の場合

#### 1. 変更の理由

変更の理由につきましては、次のとおりであります。

当社取締役会は、第6号議案「買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の場合」の「1. 提案の理由（本対応策導入の必要性）」に記載する理由により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。

ところで、会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることができるとされています（会社法第278条第3項本文）。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様の意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当て決議を行うこととするか、又は、②株主総会で一定の条件を定めたとうえで当該条件に従って新株予約権無償割当てを行うことを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てについて、上記①及び②の方法によることが可能となるように、根拠規定として定款第21条を追加させていただくものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;">(新株予約権無償割当ての決定機関等)</p> <p><u>第21条</u> 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p> <p><u>2</u> 当社は、当会社の株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</p> <p><u>(1) 当該対応策に定める一定の者(以下「特定買付者」という。)が新株予約権を行使することができないこと。</u></p>

現 行 定 款		変 更 案	
第21条 ↳ 第42条	(条文省略)	第22条 ↳ 第43条	(現行どおり)
		<u>(2) 当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引き換えに交付する対価の有無および内容について、特定買付者と特定買付者以外の者として別異に取扱うことができること。</u>	

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
1	佐々木 晨 二 (昭和22年8月4日生)	昭和46年4月 味の素株式会社入社 平成9年7月 同社人事部長 平成11年6月 同社取締役就任 平成12年6月 味の素製油株式会社取締役就任 平成13年3月 同社代表取締役社長就任 平成14年4月 当社代表取締役副社長就任 平成17年6月 当社代表取締役社長就任 現在に至る	32,000株
2	河 端 和 雄 (昭和22年9月21日生)	昭和48年4月 住友商事株式会社入社 平成9年10月 同社油脂部長 平成10年6月 吉原製油株式会社監査役就任 平成12年6月 同社取締役就任 平成14年6月 同社常務取締役就任 平成14年12月 当社取締役就任 平成16年1月 吉原製油株式会社専務取締役就任 平成16年4月 当社常務執行役員就任 平成17年6月 当社専務執行役員就任 現在に至る 平成19年6月 当社代表取締役就任 現在に至る	10,260株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	澤 野 雅 俊 (昭和17年1月15日生)	昭和39年4月 豊年製油株式会社（平成元年4月、株式会社ホーネンコーポレーションに商号変更）入社 平成7年4月 同社首都圏支店長 平成7年6月 同社取締役就任 平成16年4月 当社常務執行役員就任 平成17年6月 当社専務執行役員就任 現在に至る 平成19年6月 当社代表取締役就任 現在に至る	57,000株
4	榎 田 純 和 (昭和25年8月2日生)	昭和49年4月 味の素株式会社入社 平成5年7月 同社調味料・油脂事業本部油脂部部長 平成13年3月 味の素製油株式会社常務取締役就任 平成14年4月 当社取締役就任 現在に至る 平成16年1月 味の素製油株式会社専務取締役就任 平成16年4月 当社常務執行役員就任 平成17年6月 当社専務執行役員就任 現在に至る	10,000株
5	松 下 充 孝 (昭和17年3月1日生)	昭和39年4月 豊年製油株式会社（平成元年4月、株式会社ホーネンコーポレーションに商号変更）入社 昭和63年1月 同社総務人事本部長 昭和63年3月 同社取締役就任 平成3年6月 同社常務取締役就任 平成12年6月 同社専務取締役就任 平成16年4月 当社常務執行役員就任 平成17年6月 当社取締役就任 現在に至る 平成17年6月 当社専務執行役員就任 現在に至る	46,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当 社 の 株式の数
6	中 園 直 樹 (昭和25年8月15日生)	昭和49年4月 味の素株式会社入社 平成14年4月 同社コーポレート購買部長 平成15年6月 味の素製油株式会社常務取締役 就任 平成15年6月 当社取締役就任 現在に至る 平成16年4月 当社常務執行役員就任 平成19年6月 当社専務執行役員就任 現在に 至る	14,000株
7	松 崎 成 秀 (昭和28年5月9日生)	昭和54年4月 味の素株式会社入社 平成12年4月 同社食品事業本部油脂部長 平成13年4月 味の素製油株式会社取締役就任 平成16年7月 当社執行役員就任 平成17年6月 当社常務執行役員就任 現在に 至る	2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 現に当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、「添付書類」11ページに記載のとおりであります。なお、新任の候補者である松崎成秀氏は、当社常務執行役員研究開発本部長であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役亀田満夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当 社 の 株式の数
佐 伯 賢 (昭和23年8月23日生)	昭和49年4月 味の素株式会社入社 平成8年7月 同社生産技術部長 平成15年6月 味の素製油株式会社常務取締役就任 平成16年7月 当社常務執行役員就任 平成17年6月 当社専務執行役員就任 現在に至る	4,000株

- (注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって退任されます取締役野村悦夫、北浦系三の両氏および監査役亀田満夫氏に対しまして、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
野 村 悦 夫	平成14年4月 当社取締役就任 現在に至る 平成16年4月 当社副社長執行役員就任 平成19年6月 当社取締役会長就任 現在に至る
北 浦 系 三	平成14年12月 当社代表取締役副社長就任 平成19年6月 当社取締役副会長就任 現在に至る
亀 田 満 夫	平成17年6月 当社常勤監査役就任 平成19年6月 当社監査役（非常勤） 現在に至る

## 第6号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、変更後の当社定款第21条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）に利用するため、下記2.「本対応策の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

### 記

#### 1. 提案の理由（本対応策導入の必要性）

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適



切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして、本対応策の導入が必要であると判断しました。

## 2. 本対応策の内容

### (1) 本対応策の概要

#### (a) 本対応策に係る手続

本対応策は、当社の株券等の20%以上に対する買付その他の取得もしくはこれに類似する行為又はそれらの提案（注1）（当社取締役会が友好的と認めるものを除きます。以下「買付等」といいます。その詳細については下記(2)「本対応策に係る手続」(a)をご参照下さい。)が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めるものです（その詳細については下記(2)「本対応策に係る手続」をご参照下さい。）。なお、買付者等には、本対応策に係る手続を遵守いただき、本対応策に係る手続の開始後、(i)後述のとおり独立委員会による新株予約権の無償割当ての不実施に関する勧告がなされるまでの間、又は(ii)新株予約権の無償割当ての実施の可否を問うための株主総会（その主な内容は下記(2)「本対応策に係る手続」(d)②及び(e)において詳述するものとし、以下「株主意思確認株主総会」といいます。）が招集された場合には、同株主意思確認株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が否決されるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

#### (b) 新株予約権の無償割当てによる本対応策の発動

買付者等が本対応策において定められた手続に従うことなく買付等

を行う場合、又は、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件並びに当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。本新株予約権の主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて詳述するものとします。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 本対応策の合理性を高める仕組みの設定

本対応策においては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施、中止又は無償取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（注2）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたり、株主意思確認株主総会の招集を勧告した場合において、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、株主総会を招集の上、同総会に本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することにより株主の皆様の意思を確認することとしています（その主な内容は下記(2)(d)「独立委員会における判断方法」にて詳述します。）。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時に情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。なお、本対応策の導入当初の独立委員会は、独立性の高い社外監査役1名及び社外の有識者の2名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は（注3）のとおりです（導入後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項等については（注2）をご参照下さい。）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本対応策に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合において、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本対応策に係る手続

(a) 対象となる買付等

本対応策は、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。かかる買付等を行う買付者等には、予め本対応策に定められる手続に従っていただくこととします。

① 当社が発行者である株券等（注4）について、保有者（注5）の株券等保有割合（注6）が20%以上となる買付等

② 当社が発行者である株券等（注7）について、公開買付け（注8）を行う者の株券等所有割合（注9）及びその特別関係者（注10）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者等が買付等に際して本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。当社は、本対応策に基づく手続が開始された場合、その旨をすみやかに開示します。当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注11）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員、並びに買付者等の財務及び事業の方針の決定を支配する者を含みますが、これに限られません。以下同じ。）の詳細（それぞれの名称、事業内容、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財務状態、経営成績、その他の経理の状況、並びに、買付者等のグループ内における相互の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
- ② 当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等
- ③ 買付等の目的、方法、時期及び内容（買付等の適法性に関する専門家意見を含みます。）
- ④ 買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠（シナジーの内容を含みます。）を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- ⑤ 買付等に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先（実質的な資金提供者を含みます。）の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）

- ⑥ 買付者等及びそのグループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑦ 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑧ 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑨ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (i) 当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社利害関係者の取扱方針の具体的内容
- (ii) 支配権取得又は経営参加を買付等の目的とする場合には、買付等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針（組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性を含みます。）
- (iii) 純投資又は政策投資を買付等の目的とする場合には、買付等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由、並びに、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付等を行う場合には、その必要性
- ⑩ 金融商品取引法第27条の26第1項に定める重要提案行為等を行うことを買付等の目的とする場合、又は買付等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、

必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

- ⑩ 買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑪ 買付等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑫ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑬ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本対応策に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・当社取締役会による代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、及び代替案（もしあれば）、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、原則として、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含まれます。）の情報を受領してから最長90日が経過するまでの間を検討期間（但し、下記(d)④に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・

再延長をその決議をもって行うことができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。)として設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

### ③ 株主に対する情報開示

当社は、買付説明書の提出の事実及びその概要、独立委員会検討期間が開始した旨並びに本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所及び大阪証券取引所の適時開示規則に従い、株主の皆様に対する情報開示を行います。

### (d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から④に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記④に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本対応策の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までには本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

② 独立委員会が株意思確認株主総会の承認を条件に本対応策の発動を勧告する場合

独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたって、合理的な理由により実務上相当であると判断する場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、株意思確認株主総会の招集を勧告できるものとします。この場合には、当社取締役会は、株主総会を開催することが実務上可能である場合には、本新株予約権の無償割当ての実施の可否を問うために株意思確認株主総会の招集手続を速やかに実施するものといたします。

その際、当社取締役会は、買付説明書及び本必要情報に関する当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。



買付者等は、株主意思確認株主総会における決議が終了するまでの間、買付等を進めることはできないものとします。

③ 独立委員会が本対応策の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見又は独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

④ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、当社取締役会による代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長（延長期間は、原則として、30日間を上限とします。）する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議／株主意思確認株主総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関として

の決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、(i)買付者等が本対応策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii)本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主意思確認株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認する場合があります。当社取締役会は、株主意思確認株主総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集いたします。株主意思確認株主総会が開催された場合、当該株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等についての決定を行うものとします。買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うか、株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認株主総会を招集する旨の決議を行った場合又は当社取締役会もしくは株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当する場合、上記(2)「本対応策に係る手続」(e)に記載される当社取締役会又は株主意思確認株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本対応策に係る手続」(e)のとおり、下記の要件に該当するかどうかについては、株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等についての決定がなされる等特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を経ることになります。

(a) 本対応策に定める手続を遵守しない買付等である場合

- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買ひ占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する当社取締役会による代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の製品安全に対する信頼を毀損しかねない経営方針や、従業員、取引先、顧客、地域社会等との関係を破壊すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本対応策に基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### (d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式（注12）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株と致します。

##### (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める金額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ3ヶ月間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

##### (f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期

間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者（注13）、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者（注14）、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（注15）（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者

のうち特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

③ 当社は、本新株予約権の内容として、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等有する本新株予約権の全部又は一部を取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき金銭等(注16)を交付することができる旨の取得条項を定めることがあります。

(j) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

本新株予約権の取得条件の詳細については、当社取締役会決議により別途定めるものとします。

(5) 本対応策の有効期間、廃止及び修正・変更等

本対応策の有効期間(以下「有効期間」といいます。)は、本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、導入後、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応策に係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回又は当該委任の内容を変更する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会において本対応策を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応策はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、本定時株主総会による決議の趣旨に反しない場合(本対応策に関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行う

ことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本対応策の廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び(修正等の場合には)変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

#### (6) 法令等による修正

本対応策で引用する法令の規定は、平成20年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

(注2) 独立委員会規程としては、大要以下のような事項が定められる予定です。

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
    - ① 本対応策の対象となる買付等への該当性の判断
    - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
    - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
    - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
    - ⑤ 自ら又は当社取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
    - ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
    - ⑦ 本対応策の修正又は変更に係る承認
    - ⑧ その他本対応策において独立委員会が行うことができると定められた事項
    - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
  - ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
  - ・ 独立委員会は、必要があれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する当社取締役会による代替案の提示を行うものとする。
  - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
  - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じ。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるとき



は、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(注3) 本対応策導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

浮田 武家(うきた たけいえ)

昭和18年12月2日生

昭和42年4月 株式会社富士銀行入行

平成7年6月 同行取締役就任

平成10年6月 同行常任監査役就任

平成13年7月 株式会社紀伊國屋書店社外監査役就任(現任)

平成19年6月 当社社外監査役就任(現任)

※ 浮田武家氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

金田 英成(かねだ えいせい)

昭和19年11月9日生

昭和41年9月 公認会計士第二次試験合格

昭和42年10月 監査法人太田哲三事務所(現・新日本監査法人)入所

昭和45年9月 公認会計士第三次試験合格

平成19年7月 公認会計士金田英成事務所開設

※ 金田英成氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

麦田 浩一郎(むぎた こういちろう)

昭和20年12月28日生

昭和44年10月 司法試験合格

昭和47年4月 米津合同法律事務所入所

平成6年8月 麦田法律事務所開設

※ 麦田浩一郎氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注9) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

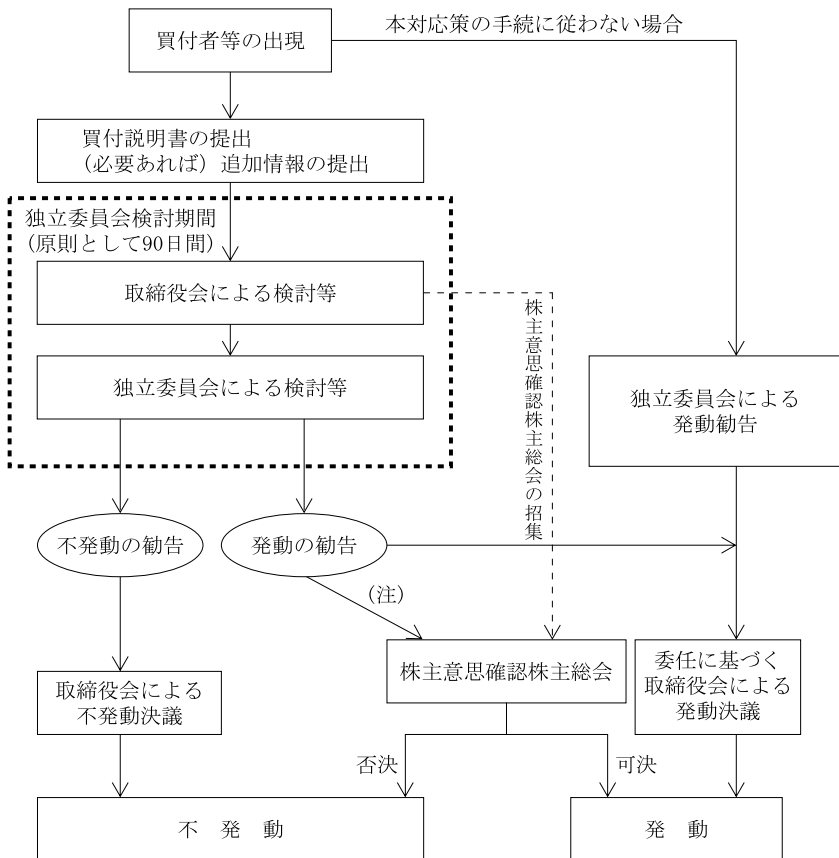
(注10) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第

- 3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注11) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注12) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。
- (注13) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注14) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、(注14)において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下(注14)において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注15) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注16) 「金銭等」とは、会社法第151条に規定する金銭等を意味します。

以上

(ご参考①)

## 本対応策に係る手続の流れ



(注) 合理的な理由により実務上相当であると判断する場合

※ 本フローチャートは、本対応策に係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために作成されたものです。

(ご参考②)

## 買収防衛策に関するQ & A

本Q & Aは、株主総会参考書類としてではなく、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」についてわかりやすくご説明するために参考として添付するものです。正確かつ詳細な内容については、本招集ご通知8ページ以降及び当社の平成20年5月15日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照下さい。

**【Q.1】** 買収防衛策導入の目的は何ですか。

**【A.1】** 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値及び株主の皆様のご利益を確保し、向上させることを目的としています。

**【Q.2】** 本対応策の概要はどのようなものですか。

**【A.2】** 本対応策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

- ① 当社が発行者である株券等について20%以上の買付等を行うことを希望する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- ② 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることができます。
- ③ 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。
- ④ 買付者等が、本対応策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様のご利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- ⑤ 上記②乃至④にかかわらず、当社取締役会は、(i)買付者等が本対応策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii)新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務

上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。

- ⑥ 本対応策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予約権に、買付者等及びその関係者による権利行使は認められないという行使条件、及び当社が買付者等及びその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。

【Q.3】 本対応策は合理性が高いと聞いていますが、具体的にどのような点で合理性が高いのでしょうか。

【A.3】 本対応策は、経済産業省及び法務省が策定した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（株主意思の原則、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、その合理性を示す特徴は次のとおりです。

導入目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上。</li> </ul>
株主意思の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>本総会において本対応策に定める条件に従い新株予約権の無償割当てに関する権限を当社取締役会に委任する決議を行い、また、一定の場合には新株予約権の無償割当てを実施するか否かについても株主総会で決議を行うこと等の方法により、本対応策について株主の皆様の意思を確認。</li> </ul>
独立委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立社外者のみにより独立委員会を構成。具体的には、本総会後は、社外監査役1名及び社外有識者2名により独立委員会を構成する予定。</li> <li>本対応策の発動等に際しては、独立委員会が所定の具体的な要件を判断した上で行う勧告を経ることが必要。</li> <li>当社の費用で第三者専門家の意見を取得。</li> </ul>
手続開始要件 (トリガー要件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>20%以上の議決権保有、又は20%以上の議決権取得をめざす公開買付け等。</li> </ul>
有効期間（サンセット条項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社中期経営計画に基づく、企業価値向上への中長期的な取組みも勘案し、有効期間は3年間とする。</li> </ul>
取締役の任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年</li> </ul>
廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会決議または取締役会決議によりいつでも廃止可能（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できないデッドハンド型でも、発動を阻止するのに時間がかかるスローハンド型でもない。）。</li> </ul>
目的・発動要件・手続等の情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレスリリース、株主総会等において十分な情報開示を行う。</li> </ul>

<メモ欄>

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

## 株主総会会場案内略図



会 場 東京都千代田区富士見一丁目10番12号  
 日本私立学校振興・共済事業団 5階講堂  
 電話 03-3230-1326

下車駅	地下鉄	東 西 線	九段下駅から徒歩約5分
		都 営 新宿線	同上
		半 蔵 門 線	同上
	J R	中 央 線	飯田橋駅から徒歩約7分
	地下鉄	東 西 線	飯田橋駅から徒歩約10分
		有 楽 町 線	同上
		南 北 線	同上
		都 営 大江戸線	同上